平成２６年（フ）第６０号
岐阜県恵那市大井町1073番地52
破産者　伊藤　英男
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第３１９号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目15番１号
破産者　川勝　一歩
1　破産債権の届出期間　平成27年５月18日まで
2　一般調査期日　平成27年７月３日午前10時45分
平成27年４月17日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２６年（フ）第４３１２号
堺市北区北花田町４丁103―14、開始決定時の住所大阪府八尾市久宝寺６丁目６番43号
破産者　成重　貴康
1　破産債権の届出期間　平成27年５月20日まで
2　一般調査期日　平成27年６月22日午後２時30分
平成27年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２６年（フ）第３０３９号
大阪府吹田市広芝町６番７号
破産者　株式会社旬材
1　破産債権の届出期間　平成27年５月22日まで
2　一般調査期日　平成27年７月２日午後２時30分
平成27年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２７年（フ）第４号
堺市西区浜寺諏訪森町東１丁43番地20、前住所堺市西区浜寺船尾町西５丁570番地１　メゾンドール610号
破産者　鷲見　幸二
1　破産債権の届出期間　平成27年５月25日まで
2　一般調査期日　平成27年６月18日午前10時30分
平成27年４月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２６年（フ）第９９号
新潟県上越市大字松村新田28番地１
破産者　尾鳶三喜男
1　破産債権の届出期間　平成27年５月26日まで
2　一般調査期日　平成27年７月13日午後２時30分
平成27年４月21日　新潟地方裁判所高田支部
平成２６年（フ）第１５２７号
札幌市白石区北郷２条13丁目２番８号　コーポ京極201号
破産者　奥寺　泰子
1　破産債権の届出期間　平成27年５月27日まで
2　一般調査期日　平成27年６月24日午前11時50分
平成27年４月20日
札幌地方裁判所民事第４部
平成２６年（フ）第１０８６号
愛知県春日井市神屋町1566番地271
破産者　玉寄　由隆
1　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
2　一般調査期日　平成27年８月６日午前10時
平成27年４月20日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（フ）第６５５号
北九州市小倉南区長行西５丁目３番７号
破産者　西村　俊行
1　破産債権の届出期間　平成27年５月29日まで
2　一般調査期日　平成27年７月13日午前10時15分
平成27年４月21日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２７年（フ）第１８号
堺市中区福田680番地１
破産者　株式会社みやび
1　破産債権の届出期間　平成27年６月８日まで
2　一般調査期日　平成27年８月20日午前11時
平成27年４月20日
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２７年（フ）第７２６号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ４―204号、前住所京都市中京区堀川通三条下る橋浦町229番地　パデシオン六角堀川東1301号
破産者　小川　正彦
1　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
2　一般調査期日　平成27年７月13日午後２時
平成27年４月21日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５７７号
兵庫県西宮市平木町３―21ルモンド西宮223号室、住民票上の住所東京都目黒区碑文谷３丁目10番９号
破産者　内藤　美砂
免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
平成27年４月20日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

包括的禁止命令

平成２６年（再）第１８号
岡山県美作市瀬戸276番地の３
再生債務者　東中国開発株式会社
主文　すべての債権者は、破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成27年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２７年（再）第３４号
東京都世田谷区池尻３丁目11番６号
再生債務者　株式会社アダプト
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前11時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成27年６月23日から平成27年６月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２６年（再）第１５号
奈良県大和高田市曽大根１丁目４番７号
再生債務者　松井　　洋
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成27年４月16日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２６年（再）第１８号
岡山県美作市瀬戸276番地の３
再生債務者　東中国開発株式会社
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区西天満１丁目７番４号　協和中之島ビル５階　小谷隆幸法律事務所　弁護士　小谷　隆幸
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年４月17日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第３３号
千葉県千葉市稲毛区稲毛東４丁目12番13号　ライネスハイム稲毛209号
再生債務者　井上　晃一
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月25日から平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（再イ）第３４号
千葉県市川市本塩15番６号
再生債務者　徳永　博雅
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月25日から平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（再イ）第３７号
千葉県船橋市上山町３丁目584番地16
再生債務者　小山松　勇
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年５月11日まで
4　一般異議申述期間　平成27年５月25日から平成27年６月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係